

令和5年8月

お客さま各位

平塚信用金庫

### キャッシュカード規定集の改定について

平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫では下記のとおり「キャッシュカード規定集」を改定させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

#### 記

1. 改定日  
令和5年8月23日（水）
2. 改定する規定  
キャッシュカード規定集の内、デビットカード規定
3. 改定理由  
デビットカード取引について、公金納付機能が追加されたため。  
なお、改定後のキャッシュカード規定集については、[こちら](#)をご覧ください。
4. 改定内容  
詳細は次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。
5. その他  
ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

【平塚信用金庫 キャッシュカード規定集 新旧対照表】

	新	旧
	<p>キャッシュカード規定</p> <p style="text-align: right;">令和5年9月現在</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>*以下の文言については、文章中の表記を一括して変更しております。  「うち」→「内」  「いずれか」→「何れか」  「もとづく」→「基づく」  「または」→「又は」  「但し」→「ただし」</p> <p><b>第1章 デビットカード取引規定</b></p> <p>1.(適用範囲)  次の各号の内の何れかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がカード規定に基づいて発行するキャッシュカードの内、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（定期性総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</p>	<p>キャッシュカード規定</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月現在</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p><b>デビットカード取引規定 追記</b></p> <p>1.(適用範囲)  次の各号のうち、いずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。）その他金庫所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、こ</p>

<p>① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人又は個人（以下「直接加盟店」といいます。）<b>ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</b></p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人<b>又は個人</b>（以下「間接加盟店」といいます。）<b>。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</b></p> <p>③ 規約を承認のうえ<b>機構</b>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人<b>又は個人</b>（以下「組合事業加盟店」といいます。）<b>。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</b></p> <p style="text-align: center;">－中略－</p> <p>3. （デビットカード取引契約等） <b>修正・追記</b></p> <p>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店と</p>	<p>の規定により取扱います。</p> <p>① 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。） <b>追記</b></p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人 <b>追記</b></p> <p>③ 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人 <b>追記</b></p> <p style="text-align: center;">－中略－</p> <p>3. （デビットカード取引契約等）</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売</p>
--	---

の間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。

(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は不要です。

② 加盟店銀行、直接加盟店又は任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店又はその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

— 中略 —

#### 5. (読替規定) **追記**

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振

買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。

この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。 **修正・追記**

— 中略 —

#### 5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻

込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

## 第2章 公金納付

### 1. (適用範囲)

利用者が、次の各号の内何れかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（定期性総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。 **追記・修正**

追加

(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。ただし、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。

## 2. (準用規定等)

(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。

(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

追加

	<p>第3章 規定の変更</p> <p>1. (規定の変更)</p> <p>—中略—</p>	<p>6. (規定の変更等) 修正</p> <p>—中略—</p>
--	--	-----------------------------------